

令和 7・8 年度 第 2 回 東大阪市中心企業振興会議

次第

と き 令和 7 年 9 月 1 8 日（金）

ところ 書面開催

1 議事

（1）各部会の審議状況について

（2）労働雇用部会の設置について

議事（１）各部会の審議状況について

令和 7 ・ 8 年度 東大阪市中心企業振興會議	
第 5 回 モノづくり部會議事要旨	
日時	令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 1 0：0 0～1 2：0 0
場所	クリエイション・コア東大阪南館 3 階 研修室 C
出席者	モノづくり部會委員（7 名出席） 芦塚部會長、本多副部會長、阪上委員、繁原委員、榛木委員、廣田委員、柳山委員 事務局 モノづくり支援室 辻尾室長、浦塘室次長、辻総括主幹、志水主査
案件	1. 新たなモノづくり支援施策の体系（案）について ・ 市内企業ヒアリング内容の報告 ・ モノづくり支援施策の体系（案）について ・ 東大阪市製造業にとっての「A I の活用」可能性について 2. モノづくり部會の今後のスケジュールについて
議事要旨	～開会～ 【事務局】 1) 確認事項 ①過半数の出席により、東大阪市中心企業振興會議規則第 5 条第 2 項に基づき會議が成立していること ②配布資料 2) 委員・事務局紹介 1. 新たなモノづくり支援施策の体系（案）について 【委員】 「次第 1 新たなモノづくり支援施策の体系（案）について」事務局より説明をお願いします。 【事務局】 （資料 1 ～ 4 に基づき説明） 【委員】 先日、取引先の予算・事業計画説明会に参加したが、今は価格よりサプライチェーンの持続を重視していると感じた。取引先からは「まずは悪い情報から持ってこい（バッドニュースファースト）」と言われている。近年、突然廃業する企業が多く、我々にとっても死活問題。すぐに顧客に報告した上で、ただちに新しいサプライヤーを見つけれられたことで、評価いただいたことがある。 こうした経験からも企業間ネットワークが非常に重要だと感じており、いかにサプライチェーンを守っていくかという視点はぜひ入れてほしい。行政による M & A に関する情報提供も今後ニーズが増えてくるのではないかと。

【委員】

M&A に対する市の考えはありますか。

【事務局】

令和 6 年度に近畿経済産業局が実施した「地域が主体となったサプライチェーン事業承継に関する現状調査」において、本市が調査地域として選定され、発注企業側の意識変革も必要という意見があった。日頃から取引先の情報収集に努め、取引先がやむなく廃業をせざるを得なくなった際に他の取引先にスムーズに承継できれば、サプライチェーンは維持される。

地域内の支援機関が集まる検討会では、「小規模企業は相談に来られるのが廃業寸前のタイミングであることが多く、もう少し早く相談に来られていればなんとかあったというケースもある。」という声も聞かれた。

本市では 7 年前から東大阪商工会議所への委託事業としてコーディネーターが市内企業を訪問している。市内企業の抱える課題を聞き出し、必要に応じて支援機関とのネットワークにつなぎながら対応している。

【委員】

発注側の企業の中には価格が安い取引先に発注を重ねているところもあり、受注者側が価格転嫁できず廃業に至るケースがある。発注企業側の意識改革は必要だと思う。

【委員】

東大阪商工会議所のコーディネーターはどのような体制で活動しているのか。

【事務局】

経営相談員など 4 名で対応しており、複数年同じメンバーである。一度訪問した際に「課題なし」と回答があった企業であっても、経営者の年齢等を考慮し訪問を重ね課題を引き出すようにしている。

【委員】

企業とコーディネーターとの信頼関係が重要であるとする。担当者が度々変わると課題も引き出しにくくなってしまう。

【委員】

一般的に経営相談となるとまずは金融機関を思い浮かべるが、金融機関とのつながりはどうなっていますか。

【事務局】

会議体には金融機関も参画している。金融機関は独自のネットワークを持っているので、早めに相談に来てもらえれば支店等にも情報を流し、事業承継の候補先を探していくことは可能との話があった。

【委員】

市内企業を取り巻く環境の変化が本当に早い。前回のこの会議から3ヶ月の間にも、トランプ政権の関税問題等の影響で情勢が変わってきており、足元の施策が求められる方向に進んでいくのではないかと。高齢の経営者にとっては、健康面での不安もあり、突然廃業というケースも出てくるのではないかとと思われる。なお、日本政策金融公庫では急遽、関税対策部門を立ち上げたという話も聞いている。

【委員】

目の前の課題に取り組む施策も大事であるという意見もありますが、中長期的な視点で意見はありますか。

【委員】

小規模事業者の中には事業継続を特に意識していないところが存在する。今日の飯が食えたらそれでいいという姿勢の企業に対するサポートはかなり難しいのではないかと。そういった企業とそうでない企業との切り分けはどう考えていますか。

【事務局】

まず本市のサポート情報が市内企業にきちんと届いていないという課題があると認識している。本市としては、ぜひ事業を継続してもらうため、技術系、販路系のコーディネーターが能動的に企業を訪問し、情報を届けている。施策を活用いただくことで、なるべく地域に資源が残るようにしていきたい。

【委員】

事業継続に前向きになってもらうためモチベーションをどう維持するかが大切だと考える。

【事務局】

コーディネーターを中心に、今後も積極的に市内企業を訪問し、経営者に寄り添った施策を届けていきたい。

【委員】

東大阪商工会議所の事業承継コーディネーターと同様に、単なる施策の案内ではなく、親身に寄り添ってサポートしてくれる人の存在が重要であると考えます。先程の企業ヒアリングの報告において、「モノづくり支援室の取組みが伝わってこない」という厳しい意見があったが、期待の裏返しとも言える。実際にどのような感触でしたか。

【事務局】

各経営者のお話を聞いて、市に期待していただいていると感じた。市の事業の進め方やモノづくりの発信力を高めていくためのヒントもいただいた。ヒアリングを重ねる中で、特に事業承継とサプライチェーンの維持、強化は表裏一体であり、受注者側（小規模事業者）と発注者側（中核企業）の両方の視点が必要であることを再認識した。

【委員】

国全体が暗い。社会全体でサービスがどんどん低下している。市の施策の方向性はその通りだと思うが、延命措置・対処療法になっている。若い世代に向け、夢や希望のある施策も必要であると考えます。

「いつ辞めても良い」と言う企業で本当に廃業に直面している企業は実は少なく、取引先の方が来るなどして、後継者の候補が定まっている場合もある。そういった企業をくすぐる希望となる施策があっても良いと思う。

現在、小中学生向けに実施しているモノづくりの体験機会において、その指導員の多くが高齢の方に担っていただいているが、20、30代の方にも加わってもらい、モノづくりの魅力を伝えてもらうと子どもたちへの伝わり方、響き方も違ってくるように思う。

【委員】

新たな事業柱の案に「未来を担う人材育成」というワードがあり、将来を見据えていて非常に良いと感じた。委員の意見はとても重要である。

【委員】

小中学生と合わせて、20、30代の若者にもモノづくりの未来を感じてもらい、長く勤めていただけるようにしなければならないと思う。

【事務局】

市立産業技術支援センターではモノづくり人材の育成を目的とした「モノづくり開発研究会」を実施している。センターの指導員の肌感では、最近の若い方は技術的な専門用語に疎い方が多いとのこと。こうした状況を受け、今年度から文系の方向けのコースも立ち上げることとした。

【委員】

続いて、「東大阪市製造業にとってのAIの活用可能性について」について。

【事務局】

(資料6に基づき説明)

【委員】

私自身はAIを使わないと仕事にならない状態である。バックオフィス系の仕事について、経営者自身が行っている場合、活用するかしないかでは大きく変わってくると感じている。

具体例を挙げると、社員向けの記事作成について、以前は30分かかっていたことが、5分に短縮出来た。プロンプトの組み方を日々試行錯誤している。

AIの活用が進む中、世界中で専門知識が蓄積され、これまで企業側しか知り得なかった情報が、相手方(取引先)で簡単にキャッチアップできるようになった。この状況を踏まえ、今後どう競争力を維持、強化していくのか日々議論している。社内の基幹システムとAIを繋げ、今まで培ってきた社内のノウハウをもとに情報を取捨選択できるよう取組んでいるところである。

【委員】

経営者にとって AI は良い相談相手。武器にしないといけないと感じている。

【委員】

若い人ほど適応が早い。

【委員】

若い人に活用を進めているが、自ら考える力が弱くなっているという弊害も感じている。そのあたりをどうサポートしていくか。避けては通れない問題である。

【委員】

プロンプトは経営者の指示と同じ。指示が曖昧だと、思ったような回答が得られない。社員は優秀であればそれでも対応してくれるが、AI はそうはいかない。

【委員】

アナログな東大阪の技術をネットで公開した中で、AI 活用が進むと自分で自分の首を締めることにならないか、その危険性も伝えていかなければならないのではないかと考えている。

【委員】

その場合でも「知らずに使わない」とは言えない。「知った上であえて使わない」と言うなら最先端に立った上で言うことが必要。

【委員】

モノづくり企業に限らず行政の仕事も含め社会全体の問題。

【委員】

事務局への質問だが、今は市内企業の現状を把握するという意味合いが強いのか。

【事務局】

今後、市内製造業が競争力を維持、強化していくにあたり、AI は大きなテーマのひとつ。有効的な手段と捉え、各施策の内容に盛り込んでいきたい。

この間の企業へのヒアリングにおいても、「便利とは分かっているが、自社の業務にどう落とし込んでいくかが難しい。企業の立場に立ち、具体的な使用場面を動画で発信してほしい。」という声をいただいている。

【委員】

行政として一歩引いた立場で、危険性も含めて判断材料を提供するのもひとつ。

【事務局】

もちろん活用するかしないかは、最後は経営者のご判断である。市としては情報を提供し、その結果、活用が進めば良いと考えている。

【事務局】

市からの発信以上に、繁原委員のようにすでに実際に活用されている企業様の話が響くと思う。

【委員】

AI に対応できている若者が間もなく就業年齢を迎えるので、自然に広がっていくものと考えている。

【委員】

社内での活用方法について。1 時間半の雑談を AI に聞かせるだけで、議事録、課題抽出、アクションリストなどを 3 分程度でまとめてくれる。AI の活用と言うと大層に聞こえるが、スマートフォンを代表に、社会ではすでに多くの場面で当たり前のように使われている。

【委員】

AI は平均的な真ん中の答えしか出してこない。

【委員】

社内の人事評価において、直接言いにくいことがある場面、AI が出した評価ということで使うなどの例もある。

【委員】

大学生においても、積極的に活用する人、人並みに活用する人、全く興味の無い人、様々である。行政としては、企業に情報提供ができるように最新の情報を把握しないといけないことは事実。

【委員】

一方で、情報を取り扱うリテラシー教育は大切。社内の機密情報や顧客の情報管理のルールは重要であり、管理が徹底されている有料契約の AI を使うべき場合や無料版のものとの使い分けなどを指導してくれる専門家がいると心強い。市の支援策のひとつの切り口として、そのようなリテラシーの向上をテーマにした取り組みがあると良い。

2. モノづくり部会の今後のスケジュールについて

【委員】

「次第2 モノづくり部会の今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき説明)

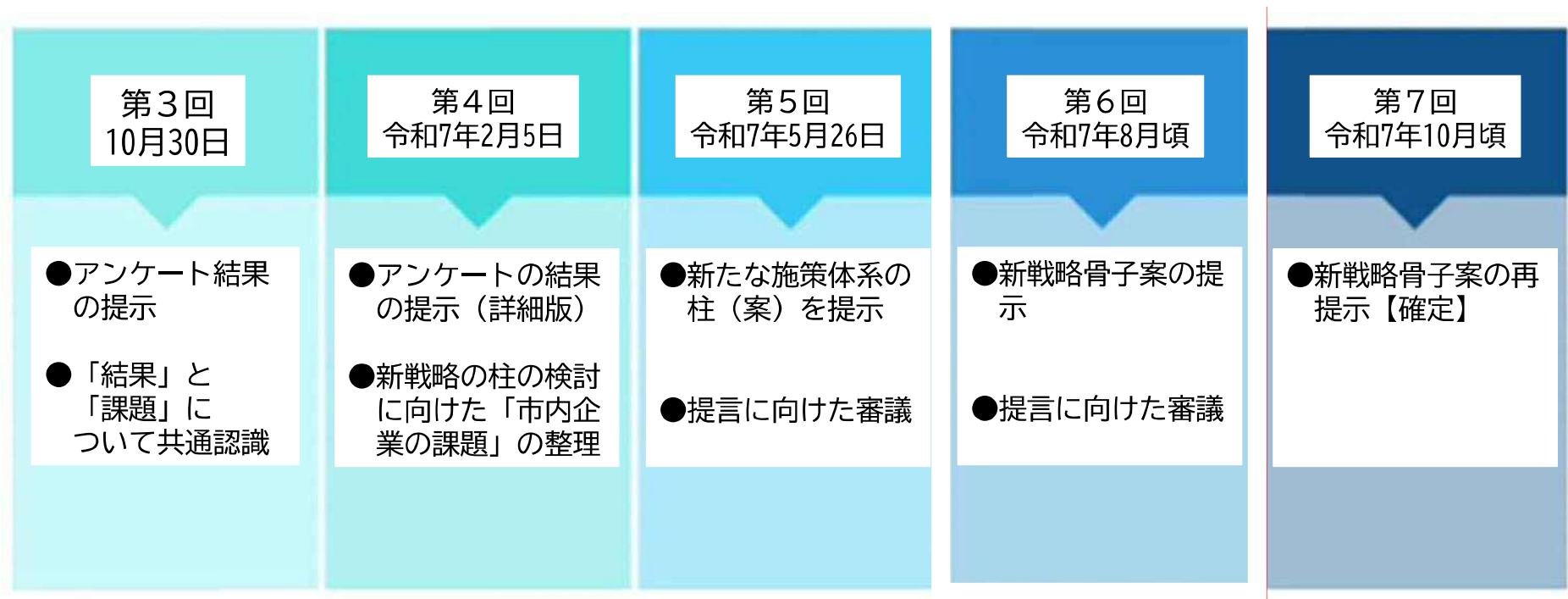
次回は 8 月の開催を予定。

【委員】

以上をもって、本日の議事を終了します。

～閉会～

モノづくり部会のスケジュール



令和7年度東大阪市中小企業振興会議 第3回商業部会 議事要旨

日時	令和7年6月25日（水）午後6時～午後8時10分まで
場所	東大阪市役所 本庁舎 14階会議室
出席者	商業部会委員（6名出席） 加藤委員・茨木委員・木村委員・中澄委員・西田委員・和合委員（白山委員欠席） 事務局 東大阪市都市魅力産業スポーツ部 吉田次長 商業課：道旗課長、村山総括主幹、大西主査
案件	東大阪市商業活性化方針について （1）指標・評価の考え方（1. 施策・指標について 2. 事業評価について） （2）令和7年度事業実績及び評価（3. 事業実績一覧表 4. 個別事業実績及び評価） （3）課題に向けた議論（5. 商業の課題解決の方法） （4）その他（6. その他・自由意見交換）
議事要旨	○7名中6名が出席しており、委員の過半数が出席しているため、会議は成立。 冒頭、商業課より、10月1日から10月15日間に今年度2度目の第5回キャッシュレス決済ポイント還元事業7億5千万円の予算の議決をもらったことを報告。 ○開会 案件（1）1 指標・評価について 2事業評価について 【事務局説明概要】 （事務局）資料2（P1～10）に基づき説明 ・商業活性化方針の目標、方針と指標については、最終段階で決定 ・施策「商業集積地の支援の継続」にかかる指標案の提案 ・施策「個店支援の拡充」にかかる指標案の提案 ・新しい施策、「観光やスポーツ分野の連携」・「大学との連携」・「AIの活用・ICTの活用」の提案 ・事業評価の考え方（案）の提案 【委員意見】 （部会長）商業課の施策・事業を評価する際の指標を決めたいということですね。客観的な指標をどのようにして定めていくか。委員の皆様と議論を行いたい。指標案の「商店街のイベント回数」は商業課で把握できますか。 （事務局）商業課ですべての商店街のイベントを把握することは難しいところがありますが、にぎわい事業補助金を活用している団体や多くの団体は後援名義依頼があるのでおおかたは把握できます。 （部会長）では、指標案の「商店街を訪れる人の数」はどうですか。 （委員） 防犯カメラの映像を使って、商店街の来街者をカウントしたことがあります。カウントの仕方は、機械を使っておらず目視でのカウントです。 （委員） カメラの機能で来街者を自動でカウントできるものもあったかと思います。 （事務局）なるべく商店街の皆様に負担のないやり方で評価できるものを考えています。

また、1つの商店街のデータだけでは、市全体の傾向をつかめないで、どのように補足していくかは検討させていただきます。

(委員) 指標案には含まれていませんが、イベントへの来訪者のみで評価するのではなく、例えばSNS上での話題性や閲覧数なども評価対象にするべきではないでしょうか。

(事務局) そのような中身をどのように把握していくかという点で課題はありますが、検討はさせていただきます。

(部会長) 効率性を図る際に他の市町村と比べることは有効な指標だと思います。

(事務局) 予算建てをする際に、前年比のみで考えるのではなく、他市の状況も把握することは必要なことだと考えております。

(部会長) 施策の指標については、国が経済センサス等の指標を公表していますが、商業者の方がなかなか見に行くことがない情報となっています。そのため、方針の報告の中で示すことで商業者の方に認識してもらう機会になり、意味があると思います。できるだけ多くの指標を設けたらいいと思いますが、比較的簡単に取れるものがあると思います。

(事務局) 現状では、「商業集積地の支援」については、指標として①②③は取ることができますが、④は先ほど委員から話があったとおり、カウントできる商店街に確認して決めたいと思います。個店支援の拡充では①②④を取ることはできますが、③は実績同士で性質が異なるため指標には盛り込まないこととします。

案件（２）3. 事業実績一覧表

【事務局説明概要】

(事務局) 資料２（P 11）に基づき説明

○令和６年度の事業実績の報告

○事業の性質に基づき、令和７年度に目標を変更

・地域密着型事業については、令和７年度の指標を予算化率に変更

・商業振興コーディネート事業については、アンケートの売り上げ来客増を50%以上に変更

・共同施設設置事業については、予算化率に変更

・インターネットショップ開業塾業務については、開業者3人以上に変更

【委員意見】

(部会長) ありがとうございます。キャッシュレス決済を辞めるお店がありますが、そういうお店には市が実施したキャッシュレス決済ポイント還元事業の支援を受けることができないのではないのでしょうか。

(委員) キャッシュレスを辞めようというお店はそれでいいのではないのでしょうか。将来的にはキャッシュレスの流れは進んでいくので個人的には実施すべきだと思います。

(委員) 新しいことに抵抗がある人は多いと思います。今年、例年夏に開催しているイベントを、熱中症対策と万博に合わせて6月に行いました。涼しい季節に実施することで盆踊りの参加者が例年より多くなりました。若手の発案でしたが、発想の転換は重要だと思います。

(部会長) にぎわいづくり補助金が予算額未消化となっています。22団体中14団体が実施したということは、残りの8団体はイベントができていないということですか。

(事務局) この14団体は補助金を使用して、イベントを開催した団体数となります。補助金を使わずにイベントを開催している団体もあります。単体と連合で1回ずつしか補助金の使用ができないため、公平性の問題がありますが、イベントを数多く実施している団体が複数回使えるような仕組みの見直しも過去から指摘がありました。また、昨年度、補助を受けられる回数の増加についてはご意見をいただいていたので、財政課と協議し今年度より、離れた地域同士の商店街で連合を組んでイベント実施した場合も、従来の補助金とは別に本補助金の対象となりました。

(委員) 離れた地域でのイベントはきっかけやアイデアが難しい側面があると感じています。

(部会長) その他、市の評価基準が実態と合っていないところはないでしょうか。例えば、ネットショップ開業塾の3人というのはどうでしょうか。

(事務局) 商業者向けのICT支援はやっていかないといけないという思いはありますが、なかなか効果があがっていないのが現状です。

(委員) ネットショップを始めようとする人は、自分で学ぶのではないのでしょうか。そもそもこの事業が必要なのかという思いはあります。

(部会長) もっとレベルの高い内容にする方が、効果的ということですね。

(事務局) 今年度からレベルを初級・中級・上級コースと分けてはいますが、ご指摘の側面もあるかと思いますので、考え方については参考にさせていただきます。

(委員) NPO団体は地域密着型支援事業の対象となりますか。

(事務局) 対象とならないです。商業者支援が目的の事業となっています。

(部会長) 地域密着、地域のにぎわいというなら商店街だけでなく、もうすこし広く考えることも重要ではないでしょうか。

(委員) 現状、ほとんどの商店街はNPOに関わっていないと思います。NPOと連携することができれば、若い世代と何か新しいことができる可能性があります。

(事務局) 商店街が主となってその中にNPOが入ってもらうという形であれば、この補助金を活用していただけるかと思います。

(部会長) 離れた地域でのイベントはどうですか。

(委員) 令和7年3月にイベントを実施しました。石切商店街と瓢箪山商店街双方で同時にイベントを実施することで、双方のお客さんが来てくれます。今後アレンジしていければ、さらに良くなると思います。今年度も実施予定です。

(委員) 商店街のPR事業として、市がインフルエンサーに委託するような取り組みは難しいでしょうか。インフルエンサーが有名になればなる程、依頼料が高額になります。各商店街が市にインフルエンサー費用の補助を申請する形もできると思いますが、市がインフルエンサーを用意して、各商店街にインフルエンサーを紹介するような形もいいと思います。

(事務局) 市が実施するとなると、どこの商店街を選択するかなどの課題はありますが、事業としては検討できると思います。また、商業課の事業として予算取りができるかどうかを考えると、現状においては市全体のPRとして実施していると

ころもあるので、他の事業の中でそういったプロモーションを実施することも考えられます。

(部会長) 特定の地域をPRする訳ではなく、東大阪市の資源として特定の地域をPRするという位置づけですね。例えばにぎわいづくりを考える際に、イベントを行ってにぎわいを創出するのか、インフルエンサーを呼んでにぎわいを創出するのか、どちらの方が、効果が高いのかという視点も重要だと思います。

(部会長) この議題については、この程度で、次の議題に行かせてもらいます。

案件（２）４．個別事業実績及び評価

【事務局説明概要】

(事務局) 資料２（Ｐ１２～２５）に基づき説明

- ・ 個別の事業評価の考え方を提示
- ・ 他市の事業との比較
- ・ 効果：政策のピラミッドの中で上位計画への直接的な因果関係の確認
- ・ 効率性（コストパフォーマンスの観点）、他市事業との比較
- ・ 有効性（目標達成の程度と副次的効果）
- ・ 公正性（プロセスの透明性と公平性）

【委員意見】

(部会長) そもそも、先ほどから施策の指標や事業評価等の話になったかといいますと委員が第１回中小企業振興会議のときに、指標についての的確な指摘をされたということと聞いています。

(事務局) 事務局としても、事業評価の部分というのは苦心しながら提案したところです。事業については、予算をかければある程度成果は上がりますが、事業規模というのは最終的には市の財政の全体バランスによって決定しています。そのため、今回は堺市と府内の中核市の事業比較、事業予算比較をしており、その参考指標も提示しています。

(部会長) 委員の指摘は、おそらく事業評価のときに、Ａ～Ｄで評価をしています。まず目標があって、目標をどの程度達成したかによって評価しています。では、そもそもその目標をどうやって決めたのかという部分があって、その評価を報告されても、というようなことだと思います。

(委員) 例えば、にぎわい事業補助金では、イベント補助回数を評価指標にしていますが、商店街の皆さまは細々でもイベントを実施しています。それなのに当時はコロナの時にイベント補助が無く事業評価が低く出ました。商店街にしてみると、これだけ一生懸命にしているのに、なぜこんなに評価が低いのかというのが１つの発端でありました。コロナの影響があったかもしれませんが、その時の事業評価は、ほとんどがＤ評価だったと思います。

(事務局) コロナの時は、ほとんどの事業ができていない中で、それをともにＡ～Ｄの評価に当てはめるのではなく、もっと分析等をして特別な評価とすべきだったと思います。

(委員) 今年は万博もありますし、万博関連で人を集められないかなと商店街でも考えています。一部のイベントは早めに実施していますが、相対的に東大阪市全体では、

万博の観光客は来ていないと私は感じています。大阪市では、万博やインバウンド客でにぎわっていて、新しい建物をどんどん建てています。東大阪市は新しい施設を建てる土地や余裕もないと思いますが、商店街でも前向きに取り組んでいるのに、それをくじくような評価・発表は避けた方がいいのではと思います。

(部会長) 今の話では、自分たちは一生懸命やっているのに、評価が低いということは、商店街の自己評価と市の評価が乖離しているということが一つあります。逆に反映されるようになっているかどうかということです。ですので、市が評価するときにはどういう基準で評価をしていくのか、例えば、満足度みたいな調査をして、受講生が満足しているのならこの事業としては成功だとか、或いは何人参加したからこの事業は成功だとか、実際にその事業を行った事業者や商店街の思いが評価に反映される仕組みになっているかどうか、そこはどうなっていますか。

(事務局) そういった部分は評価には入っていません。

(部会長) もともと委員の問題提起は、事業者が思っているよりも評価が低すぎるということだと思います。商業課としては、実際に需要があるかどうかは別にして、事業者が手を挙げられた時に、補助金がありませんということは、非常に情けない話なので、手を挙げたときでも大丈夫のように、財政課からたくさんお金を取ろうとしているのではと思います。そうすると目標は高めに設定され、予算を多くとることになりますが、結果、商店街の方がそれに手を挙げてこなかったりすると、評価が低くなってしまいます。つまり、目標を高く設定して、実際に件数が下がった場合に、CとかDの評価になりうるということでしょうか。

(事務局) 予算については、市全体の財政バランスの中で決まる部分もあって、商業課としてはできるだけ予算確保していきたいという思いがあります。その予算に対する評価という部分もあります。

(部会長) 予算に対してどうなっているのかが、その事業実績の評価になっていますね。

(事務局) 現時点では、実際の実績に届かなくても商業課として目標達成までは事業実績を伸ばしたいという思いがあります。そのためにも背伸びして頑張らないといけない部分もあります。ただし、委員が指摘されたように、コロナの時にそういった評価をするよりも、事情を加味した評価をすることも必要かと思います。

(部会長) その中で、例えば財政課には商店街に対して客観的に、これをやってこんな風になりましたみたいな指標があったらいいと思います。

(事務局) 事業評価・指標については、ご意見を踏まえ再検討します。

(部会長) 他に意見のある方いらっしゃいますか。

(委員) コロナ前に商店街と商店街以外のお店でバル事業を行いました。当時の市の基準からは外れていていたため補助金は出せないということがありました。

(事務局) 過去のことで詳細は把握しておりませんが、補助金の対象団体となるには、規約や会計が定まっていて活動が1年間継続している等の要件が必要であるため、単発のバルでは申請は難しかったのではと思います。ただし、事業者の支援という点では、バルなどの支援の仕組みはあってもいいかと思います。

(委員) 現実に今、市のスポーツイベント開催の日程でバルを実施したいという団体があると聞いていますので、相談があった際はご検討をお願いします。

(部会長) バルを商店街と別組織にせざるを得なかったのは、そのバルには商店街の外のお店も入っていたため、商店街のお金を使うことに異議があったからだったか

と思います。そこに補助金を出すとなると少し複雑になるかもしれません。

(委員) 福島バルが成功したのは企業がスポンサーについたのが大きな理由だと思います。宣伝も企業がしてくれていたようです。東大阪市ではそういったことは難しいと感じています。

(3) 課題に向けた議論 (5. 商業の課題解決の方法)

【事務局説明概要】

○商業の課題について説明

- ・ 個店や商店街・商店会組織における高齢化及び後継者不足問題
- ・ 消費者の高齢化、消費量の減少
- ・ 消費量の減少、商店の撤退等による空き店舗の増加
- ・ 商業集積地の集積力低下
- ・ 組織力低下・担い手不足
- ・ 商店街のにぎわいの消失

【意見交換】

(部会長) 飲食店では若手を中心にイベントなどで盛り上げようとしていると聞きましたが、商店街の会員の方でしょうか。

(委員) 基本的には会員です。

(部会長) 商店街周辺のお店が会員となるのは抵抗がありますか。準会員という形でもいいと思います。

(委員) 私のところの商店街は、商店街の定款に定められた範囲ですが一本ずれても会員となってくれています。

(部会長) 商店街の高齢化が進み、組織がもたなくなってきました。周辺のお店をまきこむことが重要となってくるのではないのでしょうか。これまでの考え方だと難しいかもしれませんが。

(委員) 現状ではまだ可能かなと思います。話し合った結果ですが、商店街外のメンバーを中心に商店街を手伝ってもらうプロジェクトチームを作りました。

(部会長) そのプロジェクトチームのメンバーは組合費を払っていないのでしょうか。

(委員) はい。

(部会長) 若い人が商店街から離れているのではないのでしょうか。組合費を上回るメリットがないのではないのでしょうか。

(委員) 私の商店街では、定期的にチラシの配布を行っています。これまでは、安売りのお店を中心に掲載していましたが、サービス業の方が掲載しづらくなりますので、お店紹介の記事も掲載したところ、会員の方も前向きに考えてもらえるようになりました。また、イベント開催時には、若い方がお店から離れられず、手伝っていただけないという現状があります。そのため、大阪樟蔭女子大学の学生と協力してイベントの企画から運営を行っています。

(事務局) 商店街だけでなく地域資源を活用してイベントを行っていく、学生にとっても学びの機会があると思います。うまくマッチングができれば、商店街の賑わいや店舗の売上増といった解決ができるのではないかと思います。具体的なイメージはまだありませんが、皆さんの取り組みをつなぎ合わせられれば効果的な施策

が実現できるかと思います。

(部会長) 個々に成功事例はあるので、その事例を参考に事業として補助し、広げていくことが重要ではないでしょうか。

(事務局) 成功事例が商店街同士で共有できていないかもしれないので、市から皆さんに発信するようなこともやっていければと思います。

(委員) 街路灯やアーケードについて、老朽化が進んでいます。これは商店街がすべて負担してくのか、環境面のことなので補助金があるのでしょうか。

(事務局) 商業課で補助金はありますが、基本的には商店街の持ち物として対応していただいています。街路灯の維持管理が難しく解散する団体も出てきています。

(部会長) 事故が起きる可能性もありますよね。責任はだれがとるのかという議論になってきます。融資の関係はどうでしょうか。

(委員) 商店街の話ではないですが、空き家に関する撤去費用は融資の対象とはなっておりません。

(事務局) 商業課だけではなく、市全体で考えることになるものと思います

案件（４）その他

(事務局) 皆様に検討をお願いしていた商業と観光・スポーツとの連携について何かご意見をいただけないでしょうか。

(委員) 私の商店街では観光客を呼び込むために、さまざまな取り組みやPRを実施しています。先ほど議論にあった6月に盆踊りをするのは大賛成です。7月～8月は他でもやっていますので、やっていない時期にやると人が集まるのは当然だと思います。また昨年、万博関連で難波高島屋にて東大阪市のPRを行いました。自分の地域だけでなく他の地域のPRを行うことができ、主催者の方からも好評でした。8月には大阪ヘルスケアパビリオンで東大阪を宣伝する機会をもらっています。つながりができてこうしたPRの機会をもらえたことは、ありがたいことだと思っています。

(部会長) 高島屋でのイベント主催者はどこですか。

(委員) 難波の商店街です。次のイベントの機会もいただいていますので、できる限り東大阪の宣伝をしていきたいと思っています。こうしてこの部会で顔を合わせることでつながりができたからこそ宣伝をしていこうという思いがあります。

(事務局) 次回と次々回は観光とスポーツの連携について。観光とスポーツの部局も含めて議論をしていければと思います。

○閉会



【参考】新商業活性化方針の策定に向けたスケジュール(予定)

	2025年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会											新年度予算提示	当初予算審議
予算							予算案準備	予算要求			内示	
振興会議 (商業部会)			会議開催		会議開催		会議開催				会議開催	
個店調査 (予定)										まとめ	分析	分析
地域研究 (大学研究)	(予定)											報告
情報収集 (他自治体等)												
商業実態調査		準備	調査開始						報告	分析	分析	検討
振興会議(親会)												各部会報告

	2026年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会											新年度予算提示	当初予算審議
予算							予算案準備	予算要求				
振興会議 (商業部会)			会議開催	会議開催	会議開催	会議開催	方針策定				会議開催 (新年度予算報告)	
個店調査 (予定)	検討	検討	報告									
大学提案事業	検討	検討	報告									
新規・拡充事業												
商業実態調査	検討	検討	報告									
振興会議(親会)												各部会報告

議事（２）

令和７・８年度労働雇用政策部会設置について

<設置目的>

令和５・６年度労働雇用部会での提言について進捗状況を報告する。また、今後、施策を構築するにあたり、労働雇用に関する現状把握を行うための定期的な調査の必要性和調査内容等について労働雇用部会の意見を求める。

<スケジュール案>

・令和７・８年度労働部会テーマ：「雇用の現状把握と施策の構築」

おおよその日程	部会ではかる内容
令和７年１０月	・労働雇用部会提言書に関する進捗状況報告 ・令和８年度予算要求について ・労働雇用に関する調査の必要性について
令和８年２月頃	・（仮）労働雇用に関する調査の素案について （必要であれば交付金の検証）
令和８年５月頃	・（仮）労働雇用に関する調査の詳細について ＊必要と認めていただいた場合
令和８年１０月～１１月	・（仮）調査結果の報告及び新規施策について ・提言書枠組みの提案
令和９年１月頃	・提言書の審議及び確定 （必要であれば交付金の検証）

部会名簿

●労働雇用部会

氏 名		役職
1	衣笠 葉子 (*)	近畿大学法学部 教授
2	田中 聡一 (○)	近畿工業株式会社 代表取締役
3	西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所 所長
4	葉山 三三子	ジャパン合同事務所 特定社会保険労務士
5	柳沢 太郎	布施公共職業安定所所長

(○):臨時委員

(*):部会長

緑豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ 2, 0 0 0 年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした

施策により推進されなければならない。

- 4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体（以下「国等」という。）との連携を図りながら、推進されなければならない。

（中小企業者の努力）

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実現等を図るとともに、第9条に定める施策（以下「施策」という。）を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の理解及び協力）

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

- 2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び関係団体の協働の推進に努めるものとする。

- 4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（中小企業の振興に関する施策）

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策

- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
(振興会議)

第10条 本市に、東大阪市中企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。
- 3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。
(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東大阪市中小企業振興会議規則

平成25年3月31日東大阪市規則第61号

改正

平成27年3月27日規則第26号

令和2年3月18日規則第7号

令和3年10月21日規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市中小企業振興条例（平成25年東大阪市条例第4号）第10条第4項の規定に基づき、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織、運営その他振興会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員25人以内で組織する。

2 振興会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の中小企業者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 本市の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員及び臨時委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第3項の規定により委嘱され、又は任命された日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 会長は、特に緊急を要するため振興会議を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。)を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより振興会議の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「意見を提出した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 振興会議は、部会の議決をもって振興会議の議決とすることができる。
- 7 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「振興会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 振興会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、都市魅力産業スポーツ部において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項の規定による委嘱又は任命後最初の振興会議の招集及び会長が選出されるまでの間における振興会議の運営は、市長が行う。

附 則 (平成27年3月27日規則第26号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月18日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月21日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

東大阪市中小企業振興会議委員名簿

(委嘱期間: R7.4.28～R9.3.31)

No.	氏 名	役 職 等		分野
1	芦塚 格	近畿大学経営学部	教授	学識
2	茨木 延夫	東大阪市小売商業団体連合会	会長	商業
3	大西 由起子	東大阪観光協会	会長	観光
4	加藤 司	大阪商業大学総合経営学部	教授	学識
5	衣笠 葉子	近畿大学法学部	教授	学識
6	木村 亘	株式会社日本政策金融公庫	東大阪支店長	金融
7	条野 博行	大阪商業大学総合経営学部	教授	学識
8	小島 栄二	株式会社商工組合中央金庫	東大阪支店長	金融
9	阪上 義治	東大阪商工会議所	専務理事	経営
10	富山 浩三	大阪体育大学体育学部	教授	スポーツ
11	中澄 史雄	石切参道商店街振興組合	理事長	商業
12	西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所	所長	経営
13	葉山 三三子	ジャパン合同事務所 特定社会保険労務士		労働
14	榛木 孝至	榛木金属工業株式会社	代表取締役社長	公募
15	廣田 義人	有限会社廣田工具製作所	代表取締役	工業
16	柳沢 太郎	布施公共職業安定所	所長	労働
17	柳山 稔	東大阪市工業協会	会長	工業

※五十音順